

北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則

北上市児童生徒就学援助費支給規則（平成26年北上市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2（第3条関係） [略]	別表第2（第3条関係） [略] <u>備考 年度の途中から認定を受けた支給対象者に対する学用品費及び通学用品費の支給時期は、当該認定を受けた日から起算して最も早い学期末とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。